

ID: 31

担当部署: 産業部 農政課

処分の概要	利用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	真岡市農産物販売交流施設いがしらの設置及び管理条例 第8条第1項		
例規番号	平成19年条例第29号		
<p>【基準】</p> <p>第8条及び真岡市暴力団排除条例第7条の規定による。 (利用許可の取消し等)</p> <p>第8条 指定管理者は、前条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該許可を取り消し、又は停止することができる。</p> <p>(1) 前条第2項各号の規定に該当したとき。 (2) 前条第3項の規定により付した条件に違反したとき。 (3) 偽りその他不正な手段により当該許可を受けたとき。</p> <p>2 前項の取消し等により利用者が損害を受けることがあっても、指定管理者はその賠償の責めを負わない。</p> <p>(公の施設の利用の制限)</p> <p>第7条 市長若しくは真岡市教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「市長等」という。)は、市の設置した公の施設(次項において「公の施設」という。)の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用を許可しないものとする。</p> <p>2 市長等は、既に公の施設の利用を許可している場合においても、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該許可を取り消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 33

担当部署: 産業部 農政課

処分の概要	利用許可の取消し等		
例規名 根拠条項	真岡市二宮尊徳物産館の設置及び管理条例 第9条第1項		
例規番号	平成21年条例第14号		
<p>【基準】</p> <p>第9条及び真岡市暴力団排除条例第7条の規定による。 (利用許可の取消し等)</p> <p>第9条 指定管理者は、前条第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該許可を取り消し、又は停止することができる。</p> <p>(1) 前条第2項各号の規定に該当したとき。 (2) 前条第3項の規定により付した条件に違反したとき。 (3) 偽りその他不正な手段により当該許可を受けたとき。</p> <p>2 前項の取消し等により利用者が損害を受けることがあっても、指定管理者はその賠償の責めを負わない。</p> <p>(公の施設の利用の制限)</p> <p>第7条 市長若しくは真岡市教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「市長等」という。)は、市の設置した公の施設(次項において「公の施設」という。)の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用を許可しないものとする。</p> <p>2 市長等は、既に公の施設の利用を許可している場合においても、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該許可を取り消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。</p>			
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日